

未登記道路整理事業にご協力ください



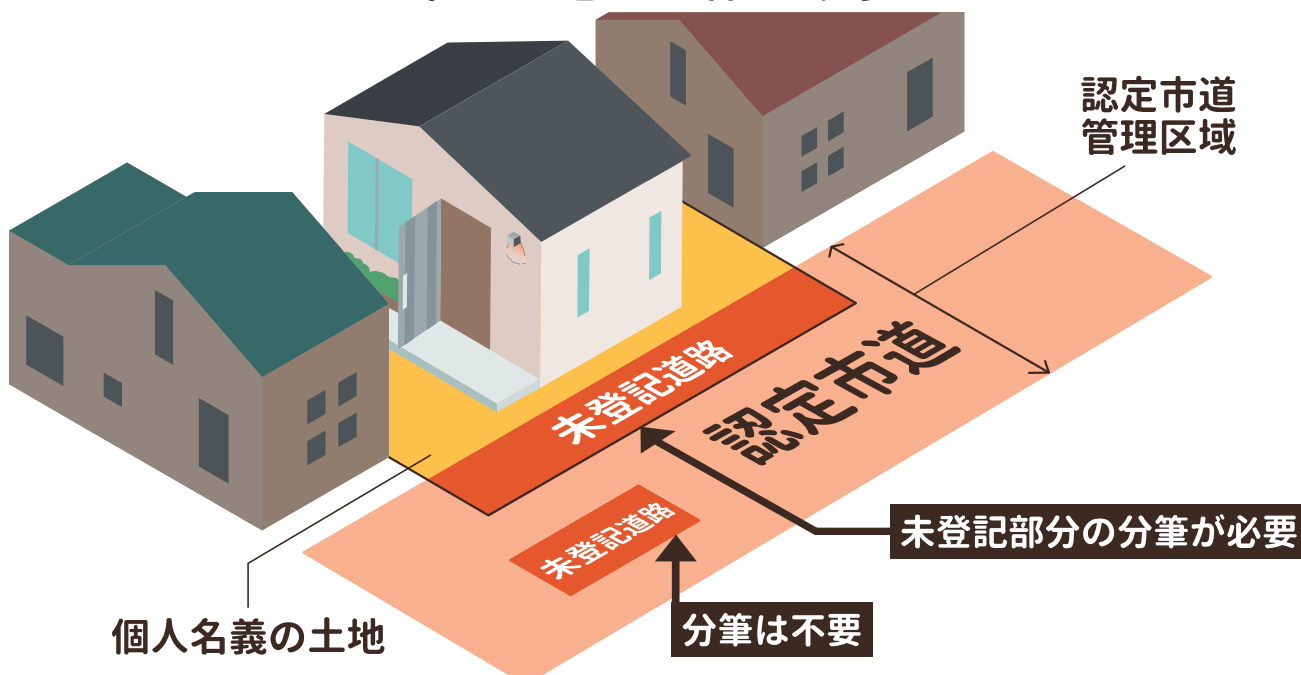
未登記道路整理事業とは



市道敷地内において、様々な事情により、個人・法人名義の土地が残っている状態の道路を、「未登記道路」といいます。

宇都宮市では、市道を良好な状態に保ち、市民の皆様にとって、安全で快適な交通を確保するために、土地所有者の皆様からのご協力により、ご寄附をいただき、未登記道路を解消する事業を進めています。

未登記道路の例



このような時に未登記道路部分があることが分かります

行政が行う事業に関わったとき

建物の
新增改築を
行ったとき



相続により、
所有する土地の
所在を
確認したとき

土地の売買を
行ったとき

未登記道路部分があることが分かったときは、市に御相談ください。



未登記道路を

ご寄附していただくことによる主なメリット

- 市が、寄附する土地の測量や分筆、登記を行うことにより、ご自身の土地の境界及び面積が明確になり、その後の土地取引など財産を適正に管理することができます。(※1)
- 寄附する土地の名義が未相続の場合、市が相続登記を行います(※2)
- 土地を寄附することにより、その土地に対する固定資産税が課税されなくなります。

※1 土地の測量や分筆、登記に必要な費用は、市が負担します。

※2 宇都宮市が相続登記を行う土地は、寄附を受ける土地のみとなります。
また相続人の全員の同意が必要となります。

未登記道路の寄附受入手続きの流れ

事前調査の申請

市に「認定市道敷地の寄附に係る事前調査申請書」を提出していただきます

①申請者



調査

②宇都宮市

市が現地調査を行い、寄附受入が可能か調査を行うとともに、必要に応じて測量を行います



回答及び本申請

市に所有権移転を行うために必要な書類(登記承諾書等)を提出していただきます

③申請者



非課税措置

④宇都宮市

市に所有権が移転された後、固定資産税の非課税措置を行います



お問い合わせ

宇都宮市 建設部 道路管理課

TEL 028-632-2697 FAX 028-632-5370

E-mail u1608@utsunomiya.tochigi.jp

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp>

「暮らし・手続き」→「交通・LRT」→「道路」→「未登記道路整理事業」

